

行政MaaS等デジタル化推進業務委託仕様書

1 委託業務名 行政MaaS等デジタル化推進業務

2 業務の目的

住民の高齢化、免許の返納が進むことにより「マイカーを持たない生活者の増加」、「自宅からの移動自体が難しい生活者の増加」が想定される。そのため、移動が難しい住民にも継続的にサービスを受けられる環境の構築が重要になってくることから、オンラインによる遠隔相談やタクシー券電子化機器等を搭載したマルチタスク車両を活用し、住民が自宅近辺で出張行政サービスを受けられる環境を整備することで、行政サービスの利便性向上と行政DXの推進を両立しながら、将来的な住民生活の維持・向上を目指す。

3 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日までとする。

4 業務の内容

本業務では、行政MaaS等デジタル化推進業務として、次のサービス業務を実施する。

- (1) 移動市役所導入・運行支援業務
- (2) タクシー券電子化システム構築業務
- (3) タクシー券電子化導入支援業務

業務に必要な車両、システム等の賃貸借及び企画／導入・運行支援の調達を実施する。

各事業の業務内容は次のとおりとする。

- (1) 移動市役所導入・運行支援業務（別紙1）

マルチタスクで利用可能な車両にインターネット環境を構築し、オンラインによる窓口相談業務やタクシー券の電子化等の業務を実施できる環境の導入と運行支援を実施する。

- (2) タクシー券電子化システム構築業務（別紙2）

マイナンバーカードアプリケーション搭載システムを活用したタクシー券情報をマイナンバーカードに書き込む利用者登録システム、タクシー事業者がタクシー内でタクシー券等の情報を読み取る端末システム及び精算システムの構築及び本システムを構築する際に必要な、サーバの構築を実施する。

- (3) タクシー券電子化導入支援業務（別紙3）

タクシー券電子化システム環境を市役所及び移動市役所車両内で実施するための導入支援及び利用者の利便性向上のため、実証期間における市民アンケート調査分析を実施する。

5 業務資格等

- (1) プロジェクト推進

各プロジェクトを運営する体制を構築すること。

- ・ 他の自治体で本業務に類似する業務の導入実績があること。

（詳細は別紙1，2の記載内容をご確認ください。）

6 業務完了報告書

令和6年3月31日までに業務完了報告書を提出すること。

7 業務遂行上の注意・留意事項

- (1) 実施項目の具体的進め方については、実施前に双方協議すること。
- (2) やむを得ない事情により計画変更が発生又は発生が予測される場合は、あらかじめ本市と協議すること。また、必要に応じて、計画変更申請書を提出すること。
- (3) 業務委託における資料、根拠等は全て明確にしておくこと。

8 その他

- (1) 本業務の遂行に当たっては、地方自治法等の関係法令を遵守すること。
- (2) 本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、「尾花沢市個人情報保護条例」及び「尾花沢市個人情報保護条例施行規則」を遵守し、その取扱いに十分に留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (3) 本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、契約期間終了後又は契約解除後においても、同様とする。

(4) 知的財産権の帰属

本件業務の成果物に係る著作権（著作権法第21条から第28条までに定める権利を含む。）は、汎用的な利用が可能なもの及び受託者が従前から権利を保有しているものを除き、市及び受託者の共有とする。

(5) 一括委任又は一括下請けの禁止

本件業務の受託者は、業務の全部、大部分若しくは一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ市の承諾を得なければならない。

(6) 疑義の解消

本書に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、市と受託者が協議のうえ定める。